

モデル審査基準等の改定に伴う審査基準及び処分基準の一部改定について

標記のことについては意見公募手続を実施せず改定を実施しましたので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表します。

記

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の本県審査基準及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の一部改定は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）等の施行に伴い、運転免許行政を統括する警察庁が「モデル審査基準等」（以下「モデル基準」という。）を改定したことを受けて行ったものです。

審査基準等の改定は、国（警察庁）が各基準ごとに内容を詳細に規定したモデル基準に従って行うものであり、基準の策定について県に裁量の余地はなく「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 審査基準等改定の概要

(1) 審査基準

ア 基準を新たに設けたもの（道路交通法等の改正に伴う制度の新設）

（ア） 特定免許情報の記録に関するもの

（イ） 免許証の交付に関するもの（免許情報記録個人番号カードのみを有する者等に係る免許証の交付）

（ウ） 運転経歴情報の記録に関するもの

イ 基準を削除したもの（道路交通法等の改正に伴う根拠条文の削除）

牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定に関するもの

ウ 基準の内容を変更したもの（道路交通法等の改正に伴う条文のずれ、用語の変更等）

運転免許（試験により判断する場合以外の場合）に関するもの等23の基準

(2) 処分基準

ア 基準の内容を変更したもの（道路交通法等の改正に伴う条文のずれ、用語の変更等）

運転免許の取消し、効力の停止に関するもの等15の基準

(3) 所要の改正

各基準の記載要領の統一、用語の整理等

3 改定後の審査基準等の適用開始日

令和7年3月24日

－問い合わせ先－

運転免許に関すること	： 熊本県警察本部運転免許課	電話096-233-0110
運転免許試験に関すること	： 熊本県警察本部運転免許試験課	電話096-233-0116